

第 28 号議案

東京都後期高齢者医療広域連合の規約変更について
上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 24 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

東京都後期高齢者医療広域連合の規約変更について

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村は、東京都後期高齢者医療広域連合の経費の支弁の方法を変更するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 の規定に基づき、裏面のとおり東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約を定める。

（提案理由）

後期高齢者医療の保険料軽減に係る経費を各区市町村が支弁するために、規約の一部を変更する必要があるので、地方自治法第 291 条の 1 の規定に基づき、この案を提出いたします。

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成１９年３月１日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

第２条及び第８条第４項中「すべて」を「全て」に改める。

附則第５項から第７項までを削る。

附則第８項中「平成２６年度分及び平成２７年度分」を「平成２８年度分及び平成２９年度分」に、「平成２６年４月１日現在」を「平成２８年４月１日現在」に改め、同項を附則第５項とする。

附 則

（施行期日）

- １ この規約は、平成２８年４月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）附則第５項の規定は、平成２８年度分以降の変更後の規約第１８条第１項第１号に規定する関係区市町村の負担金（以下単に「関係区市町村の負担金」という。）について適用し、平成２７年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。